

令和 8 年度採用
浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）
募集要項

浪江町では、町の特産品であり、国指定の伝統的工芸品でもある大堀相馬焼の技術継承・後継者育成と、大堀相馬焼の里である大堀地区の産地再生を目的として、「浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）」を募集します。

大堀相馬焼は、浪江町の大堀地区で生産されてきた焼物の総称で、江戸時代の元禄年間から 300 年以上の歴史を有する浪江町の宝であり、誇りです。

しかし、平成 23 年 3 月、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、町内の産業は一時すべて休止になりました。平成 29 年 3 月に一部地域を除き避難指示が解除され、少しずつ町民や事業者が戻ってきていますが、未だ震災前の状況には程遠いのが現状です。そのため、地域産業の担い手不足が深刻な課題となっており、それは大堀相馬焼についても同様な状況です。

そこでこの度、浪江町の未来と大堀相馬焼の次世代を担う後継者を育成し、産地としての大堀地区を再生させるため、令和 8 年度の「浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）」を、下記のとおり募集します。

1. 業務概要

浪江町内に定住し、かつ大堀地区を活動の拠点としながら、大堀相馬焼の窯元による指導のもと、大堀相馬焼の作陶技術や陶芸を将来的な生業とするために必要な知識や経験を習得していく活動をとおして、町が抱える「大堀相馬焼の産地再生」という課題に取り組んでもらいます。

2. 受入先の窯元

①大堀相馬焼 陶吉郎窯（陶芸家 近藤 学）

大堀工房（福島県双葉郡浪江町大堀後畑 98-1）

②大堀相馬焼 錨屋窯（陶芸家 山田 慎一）

大堀工房（福島県双葉郡浪江町大堀漆畑 127）

3. 活動地

福島県双葉郡浪江町大堀地区

※ 窯元の指導のもと、活動の一環として、その他の地域に出張する場合があります。

4. 募集人数

① 1 名程度

② 2 名程度

5. 募集対象者

次の(1)から(5)、すべてに該当する方（学歴、年齢、性別は問いません。）

- (1) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）内の都市地域、または、地方都市（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に居住している方で、採用後、生活の拠点を浪江町に移し、住民登録することができる方
※住民票の異動は、令和8年4月1日（水）に行ってください
- (2) 浪江町の地域おこし協力隊の設置目的を理解し、浪江町の地域力向上（大堀相馬焼の産地再生）に強い志をもっている方
- (3) 活動期間終了後も浪江町に定住し、大堀相馬焼の窯元として活動する意欲をもっている方
- (4) 普通自動車運転免許を有していて、活動するための自動車等を確保できる方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

6. 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（最大延長：3年間）

※ 委嘱期間は、活動の目標達成度合いや技術の習熟度合いを確認しながら1年度単位で更新する予定です。

7. 任用形態、待遇及び福利厚生

雇用形態	窯元の被用者（浪江町との雇用関係なし）
活動時間	隊員と窯元が協議の上決定 基本：1日7時間45分、週38時間45分（労働関係法令の所定の手続きを遵守）
報酬等	支給あり（年額 3,492,000円） ※ 支給方法については、隊員と窯元で協議のうえ決定
活動費	年額上限2,000,000円 ※活動に係った費用を窯元へ実費支給します。隊員への直接支給はありません。
福利厚生	●窯元より支給（(1)～(4)は上記活動費に含まれます） (1) 住居費：月額上限65,000円 (2) 住居契約時の敷金・礼金・仲介手数料等の合計額 住居費月額と同等額の65,000円を上限に支給あり※1回に限る (3) 移住前の転居費用：上限100,000円※1回に限る (4) 活動に資する研修参加等に要する旅費・宿泊費 ●その他（活動費に含まれません） (5) 活動期間を終了した後、引き続き町内に居住し事業を行う場合は、起業の経費として1回のみ1,000,000円を上限にその経費を補助します。
副業	活動に支障のない範囲であれば可 ※窯元との協議が必要です。
その他	(1) 光熱水費、燃料費、生活備品に要する経費は自己負担となります。 (2) 自動車（リースを含む）及びパソコン等の事務機器、携帯電話等は自身でご用意

	ください。 (3) 国民健康保険、国民年金に加入してください。健康保険料、国民年金等の社会保険は自己負担となります。
--	--

8. 応募手続き及び受付期間

応募を希望される方は、下記の提出書類、受付方法をご確認のうえ、受付期間内に提出先までご提出ください。

なお、提出された書類の返却はできませんのでご了承ください。提出された書類により取得した個人情報、地域おこし協力隊の選考のためだけに使用し、選考以外の目的に使用することはありません。

(1) 提出書類

- ア 浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）申込書
- イ 住民票の抄本（コピー不可） 1部
- ウ 市町村税の未納のないことの証明（住民票のある各市町村で発行しているもの）
- エ その他資料（様式任意、別途提出したい資料がある方のみ）

(2) 受付方法

提出書類を下記の提出先まで直接持参、またはご郵送ください。

(3) 受付期間

令和8年1月9日(金)まで(必着)

※ 受付時間は、直接持参の場合は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合も令和8年1月9日（金）を必着とします。

(4) 書類の提出先

浪江町役場 産業振興課 商工労働係
〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
電話：0240-34-0247 FAX：0240-34-2135

9. 選考の方法

選考は、書類選考と面接選考の2段階で実施し、面接選考は書類選考の合格者に対してのみ行います。

ア 書類選考

提出された書類に基づき、書類選考を行います。結果は、「浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）申込書」に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）に、郵送により本人あて書面でお知らせします。なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、申込書には連絡がとれる電話番号を記載願います。

イ 面接選考(浪江町と窯元による面接)

書類選考の合格者に対し、浪江町と受入れ先の窯元による対面での面接を実施し

ます。日時、場所等については、上記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

ウ 採 否

面接から10日程度を目安に、「浪江町地域おこし協力隊（技術継承 大堀相馬焼）申込書」に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）に、郵送により本人あて書面でお知らせします。

エ その他

選考結果に対するお問い合わせ等については、一切お受けできませんのでご了承ください。

10. 募集に関するお問い合わせ

浪江町役場 産業振興課 商工労働係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

電話：0240-34-0247 FAX：0240-34-2135

E-mail:namie15010@town.namie.lg.jp